

一般社団法人日本障害者カヌー協会 旅費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という)の選手強化に係る役員、派遣等実施責任者、及び本会により指名された者(これらを総称して「当該者」という)に支給する交通費、宿泊費、日当、その他必要経費(これらを総称して「旅費」という)に関して基準を定め、業務の円滑な運営を図るものとする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という)が推進する競技力向上事業に関連し、本会が実施する事業について適用する。支給範囲は JPC の定める規程に基づき、各事業によって本会で別に定めるものとする。

(国内出張)

第 3 条 交通費は片道 20km 以上(出発地と同一市町村を除く)とし、全て実費支給とする。その経路は原則として合理的計画による最小経費の経路とする。

2. 宿泊費は、出張等の日数に応じることとし、1 泊あたり支給限度額は JPC の定める額とする。
3. 日当は、選手強化事業の移動日のみについて支給し、1 日あたり支給限度額は JPC の定める額とする。支給に際し、距離は問わない。

(海外派遣)

第 4 条 我が国を代表して、国際競技会、海外合宿等に参加する場合の旅費は、前条の規程に準じるものとする。

2. 航空運賃は、複数のクラスがある場合は最下位の運賃を上限とし、特段事情のないかぎり割引チケットの利用を原則とする。
3. 宿泊費、日当とも支給限度額は JPC の定める額とする。
4. 交通費のほか、渡航に係る航空施設使用料・査証代・発券手数料・超過手荷物料金等の雑費は、実費分を支給する。

(遵守事項)

第 5 条 第 3 条国内出張、第 4 条海外派遣に際し、公益財団法人日本カヌー連盟事業(以下「カヌー連盟」という)と行動を同一とする場合は、カヌー連盟の定める旅費規程を準用することができるも

のとする。

2.支給の対象は、全ての出費に関して領収書等、JPC の定める書類を領収証発行日から 1 か月以内に提出しなければならない。

(定めなき事項)

第 6 条 本会の選手強化事業遂行にあたり本規程に定めなき事情が発生した場合は、JPC の競技力向上事業の定める支給基準と照合し、必要の都度協議により対応するものとする。

(付則)

1.本規程に定める支給限度額は、毎年 JPC が定める支給限度額とする。

2. カヌー連盟旅費規程に変更がある場合は、その最新の旅費規程を準用する。

3. 本規程は、平成 29 年 4 月 23 日より施行するものとする。